

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準

制定	平成19年	3月22日	水道事業管理者決裁
改正	平成21年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	平成22年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	平成22年	9月21日	上下水道事業管理者決裁
	平成25年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	令和元年	9月13日	上下水道事業管理者決裁
	令和5年	3月1日	給排水設備課長決裁
	令和6年	3月6日	給排水設備課長決裁
	令和8年	3月31日	上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42条）第12条の規定に基づき、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の処分（熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号。以下「規程」という。）第8条の規定による指定の取消し及び規程第9条の規定による指定の効力の停止（以下「指定の停止」という。）をいう。）に関する基準を定めるものとする。

(処分基準)

第2条 指定工事業者の処分基準は、別表1のとおりとする。

(違反行為に対する基礎停止期間)

第3条 違反行為を行った指定工事業者に対する指定の停止を行う場合に係る基礎停止期間は、別表2に定めるところによる。ただし、指定の停止の決定に当たっては、違反行為の態様、影響及びその他の事情等、特に考慮すべき事項があると認められる場合には、同表に定める基礎停止期間に停止の期間を加重し、又は軽減する。

(指定の取消し)

第4条 管理者は、指定工事業者の行為が別表1の違反行為のいずれかに該当すると認めた場合において、前条の規定により行うこととされる指定の停止の期間を含め、当該認めた日から過去3年以内における指定の停止の期間が通算して12月を超えるときは、同条の規定にかかわらず、指定の取消しを行うものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、指定工事業者の処分に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年9月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。別表1（第2条関係）

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行前にした行為に対する処分内容の基準については、なお従前の例による。

別表1 (第2条関係)

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	初回の措置	
指定要件違反	法第25条の11 第1項第1号	法第25条の3 第1項第1号 第1項第2号 第1項第3号イ 第1項第3号ロ 第1項第3号ハ 第1項第3号ニ 第1項第3号ホ	施行規則第21条 施行規則第20条	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 2 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 3 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当したとき。 4 破産手続開始の決定を受けたとき。 5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 6 指定を取り消され、その取り消し日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 7 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し 指定の取消し 指定の取消し 指定の取消し 指定の取消し 指定の取消し 指定の取消し又は指定の停止6月以下	

				<p>②道路掘削許可を受けずに工事を施行したとき。</p> <p>②-1 道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。</p> <p>③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。</p> <p>④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。</p> <p>⑤研修機会の確保をしなかったとき。</p> <p>⑥文書指導に従わないとき。</p> <p>⑦文書警告に従わないとき。</p> <p>⑧その他の違反行為</p> <p>⑧-1 管理者の承認を受けずに工事を施行したとき。</p> <p>⑧-2 工事完成後管理者の検査をうけなかったとき。</p> <p>⑨指定停止期間中に、違反行為を行ったとき。</p>	<p>指定の停止 6 月以下</p> <p>指定の停止 6 月以下</p> <p>指定の停止 3 月以下</p> <p>指定の停止 6 月以下</p> <p></p> <p>指定の停止 3 月以下</p> <p></p> <p>指定の停止 6 月以下</p> <p>指定の停止 6 月以下</p> <p>指定の取消し</p>	<p></p> <p>文書指導</p> <p></p> <p>文書指導</p> <p>文書警告</p> <p></p> <p>文書指導</p> <p>文書指導</p> <p></p>
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	法第 25 条の 4 第 1 項及び第 2 項	施行規則第 2 条第 1 項及び第 2 項第 3 項	<p>1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。</p> <p>1 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。</p>	<p>指定の取消し</p> <p>指定の停止 3 月以下</p>	
届出義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	法第 25 条の 7	施行規則第 34 条	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	

			施行規則 第 35 条	2 休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し	
事業の運営 基準違反	法第 25 条 の 11 第 1 項第 4 号	法第 25 条の 8	施行規則 第 36 条第 1 号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定の停止 1 月	
			第 2 号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることができないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定の停止 1 月	
			第 3 号	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定の停止 6 月以下	
			第 5 号イ	4 令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の停止 6 月以下	
			第 5 号ロ	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の停止 3 月以下	
			第 6 号	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかったとき。	指定の停止 3 月以下	

工事施行に関する義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 5 号	法第 25 条の 9		1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定の停止 3 月以下	
	第 1 項第 6 号	法第 25 条の 10		2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の停止 3 月以下	
	第 1 項第 7 号			3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定の停止 6 月以下	
不正申請	法第 25 条の 11 第 1 項第 8 号			1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し	

備考

- 1 この表において「法」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）をいう。
- 2 この表において「令」とは、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）をいう。
- 3 この表において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）をいう。
- 4 指定要件違反の違反内容第 7 項⑧における工事完成とは、引渡し可能な状態をいう。
- 5 指定要件違反の違反内容第 7 項②-1 又は⑧のいずれかに該当する行為があったときは、初回は文書指導を行うものとする。
- 6 前項の文書指導を受けた日から 2 年以内に指定要件違反の違反内容第 7 項②-1 又は⑧のいずれかに該当する行為があったときは、文書警告を行うものとする。
- 7 前項の文書警告を受けた日から 2 年以内に指定要件違反の違反内容第 7 項②-1 又は⑧のいずれかに該当する行為があったときは、指定停止を行うものとする。
- 8 第 5 項から前項までの文書指導、文書警告又は指定停止を受けた日から 2 年経過後に指定要件違反の違反内容第 7 項②-1 又は⑧のいずれかに該当する行為があったときは、第 5 項の文書指導を行うものとする。
- 9 第 5 項から前項までの規定にかかわらず、それぞれの事情に応じて、文書指導又は文書警告、指定停止を行うことができるものとする。

別表 2 (第 3 条関係)

基礎停止期間

指定の停止の上限が 6 月にあたる違反行為		指定の停止の上限が 3 月にあたる違反行為	
合計の違反件数	基礎停止期間	合計の違反件数	基礎停止期間
6 件以上	6 月	—	—
5 件	5 月	—	—
4 件	4 月	4 件以上	3 月
3 件	3 月	3 件	2 月
2 件	2 月	2 件	1 月
1 件	1 月	1 件	2 週間

別表 3 (第 4 条関係)

繰り返し違反行為を行ったときの処分

処分要件	処分の内容
指定の停止期間中に、違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止 3 月以上 6 月未満の指定停止処分期間満了後、1 年以内に指定の取消しの対象となる違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止 6 月の処分期間満了後、2 年以内に指定の取消しの対象となる違反行為を行ったとき	指定の取消し